年次		総	数						
	件数		面積		一般住宅	会社•工場	植林	その他	
	一一一一	計	計 田					<u> </u>	
平成13年	489	2,850	1,450	1,400	1,517	797	224	312	
14	533	3,222	1,614	1,608	1,306	1,051	174	691	
15	405	2,110	881	1,229	1,126	521	29	434	
16	448	2,599	861	1,738	1,225	670	201	503	
17	334	2,202	904	1,298	885	657	248	412	

資料:農業委員会

7-22 売買及び賃使用賃借による農地移動状況

(単位:件, a)

年次	総	数	Ē	所有権の移転	Ī.	賃使用賃借権の設定						
	件数	面積	件数	面	積	件数	面積					
	十数	川傾	什剱	田	畑	什剱	田	畑				
平成13年	274	4,963	229	1,414	2,113	45	574	862				
14	253	3,735	214	1,091	1,366	39	535	743				
15	243	2,833	217	1,186	971	26	436	240				
16	281	4,250	241	1,723	1,567	40	559	401				
17	172	2,220	161	1,143	868	11	157	52				

資料:農業委員会

7-23 農地移動の状況

(単位:件,a)

		審議件数								面積									
年次	総	数	法 3	第 条		第 条 5	法 第	法 第 20 条	第	総	8 数	法	第	法	第	法	第	法	第
							5 条		邢心	5 女人	3	条	4	条	5	条	20	条	
平成13年		848	-	274		118	371	•	85	8	3,841	4	4,963		780		2,070]	1,028
14		895		253		113	420		109	8	3,960	;	3,735		616		2,606	2	2,003
15		783		243		82	323		135	6	5,937	4	2,833		422		1,688]	1,994
16		834		281		102	346		105	8	3,940	4	4,250		656		1,943	2	2,091
17		811		172		94	240		305	10),530	4	2,220		691		1,511	6	6,108

注1)法第3条とは、農地を農地として売買または賃借するもの。

資料:農業委員会

注2)法第4条とは、自分の農地を潰廃するもの。

注3)法第5条とは、農地を潰廃する目的で売買または賃借するもの。

注4)法第20条とは、農地の賃借を解約するもの。